

政治活動用証票の申請について

1 証票の交付限度枚数（法第143条第17項、令第110条の5）

公職の種類	交付限度枚数	
	候補者等	後援団体
県議会議員	6	6
県知事	14	21
衆議院議員 （小選挙区選出議員）	10	15
参議院議員 （選挙区選出議員）	14	21
交付申請書様式	第2号様式	第3号様式

- ※ 衆議の小選挙区かつ比例区の候補者は、比例区のみでの交付となる（後援団体も同様）。
- ※ 2つの選挙の候補者は、指定する1の選挙のみでの交付となる（後援団体も同様）。
- ※ 立札・看板等は、1箇所の事務所に2までに限り掲示ができる。また、候補者、後援団体が同一の事務所を使用している場合、活動の実態がある限り、それぞれの分につき2までに限り掲示できる。

2 申請の方法

候補者等の証票については「証票交付申請書（第2号様式）」により、後援団体の証票については「証票交付申請書（第3号様式）」により、県選挙管理委員会事務局又は各地方事務局（地方振興局）に申請してください。

なお、交付については、県選挙管理委員会事務局が**直接又は郵送（特定記録）**により行うため、各地方事務局に申請された場合、郵送等の手続きのため一週間程度の日数を要しますので御了承願います。

3 証票の様式

県選挙管理委員会が交付する証票の様式は次のとおりです。

政治活動用事務所 令和12年3月まで有効 （候補者等） No. ○ ○ ○ 福島県選管

政治活動用事務所 令和12年3月まで有効 （団体） No. ○ ○ ○ 福島県選管

塩ビ材ラミネート加工

地色：黄色

文字：黒刷

県章アミ掛け印刷

4 証票の掲示場所の変更

証票の交付を受けた後、立札・看板の設置場所を変更した場合には、「証票掲示場所変更届」により県選挙管理委員会事務局又は各地方事務局（地方振興局）に届出を提出してください。

5 証票の返納

証票を返納する場合には、返納する証票と併せて「証票返納届」により県選挙管理委員会事務局又は各地方事務局（地方振興局）に届出を提出してください。

また、上記「証票返納届」により返納する証票のうち、紛失もしくは廃棄している証票がある場合には、その分について「証票紛失（廃棄）届（第4号様式）」により届出を提出してください。

[参考]

中央選挙管理会

選挙の区分	候補者	後援団体
衆議院議員 (比例区選出議員)	32 (※ただし1小選挙区 では10枚以内)	48 (※ただし1小選挙区 では15枚以内)
参議院議員 (比例区選出議員)	100 (※ただし福島県内 では14枚以内)	150 (※ただし福島県内 では21枚以内)

市町村選挙管理委員会

選挙の区分	候補者	後援団体
市長・市議会議員	6	6
町村長・町村議会議員	4	4